

国保の加入・脱退について

①国保に加入する前にご確認ください（任継継続・被扶養者）

- 社会保険の任意継続**…職場の健康保険に2カ月（共済組合は1年）以上加入していた方が、退職後20日以内に手続きをした場合、原則2年以内に限ってそれまでの健康保険を継続することができます。

保険給付の内容と保険料等を比較検討の上、加入する保険を決めてください。国保税は市役所の税務課にて試算できます。任意継続の保険料や手続きの方法等、詳しくは任意継続を申請する保険者に確認してください。

- 社会保険の被扶養者**…収入等の条件を満たせば、ご家族の社会保険に被扶養者として加入できる場合があります。該当すると思われる場合は、ご家族の職場の社会保険担当者にご相談ください。

②国保の加入手続きについて

事業所等から発行された「健康保険資格喪失連絡票」と、本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）をお持ちの上、届出をしてください。

③国保の脱退手続きについて

社会保険に加入した後、国保脱退の届出をしなければ国保の資格は残り続けます。資格情報のお知らせ等が届いたら速やかに届出をお願いします。

届出をしたら社会保険の資格取得日に遡って国保資格は喪失しますので、社会保険に加入し資格情報のお知らせ等が届くまでの間、国保での病院受診はできません。社会保険期間中に国保の資格で病院受診した場合、国保が給付した7～8割の医療費を返還していただくことがありますのでご注意ください。

その他 お知らせ

●医療費の適正化にご協力ください

国保は病気やけがに備えて、加入者の皆さんの保険税によって成り立っている助け合い（相互扶助）の制度です。医療費を抑えることは自分自身の費用負担が減ると同時に、国保税の負担を抑えられ、医療保険制度の安定にもつながります。

- ・重複受診、頻回受診は避けましょう
- ・薬のもらいすぎに注意し、ジェネリック医薬品を利用しましょう
- ・お薬手帳は一冊にまとめ、受診の時に持参しましょう
- ・特定健診を受けて健康管理を心がけましょう

●一部負担金の減免及び徴収猶予

火災、震災、風水害などの災害によって死亡したときや、資産に重大な損害を受けたとき、事業もしくは業務の休廃止や失業等により収入がいちじるしく減少したときなど、生活が困窮し、病院などに支払う一部負担金の支払が困難であると認められる場合は、一部負担金を一定期間に限り減免・徴収猶予する制度がありますので、ご相談ください。